

公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 8 年 9 月 8 日

支出負担行為担当官
北海道財務局総務部長 遠藤 晃

記

1. 政府電子調達システムの利用

本業務は、「調達ポータル・電子調達システム」(<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>) (以下「システム」という。)を利用した応札及び入札手続きにより実施するものとする。

ただし、「紙」による入札書等の提出も可とする。

2. 競争入札に付する事項

- | | |
|-------------|-----------------------------|
| (1) 業 務 件 名 | 琴似住宅ほか 13 住宅住宅用火災警報器取替業務 |
| (2) 業 務 場 所 | 業務仕様書のとおり |
| (3) 業 務 概 要 | 別紙のとおり |
| (4) 業 務 期 間 | 契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 15 日まで |

3. 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 70 条に該当しない者であること。
(未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。)
- (2) 予算決算及び会計令第 71 条に該当しない者であること。
- (3) 令和 7・8・9 年度財務省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等：建物管理等各種保守管理」の C 又は D 等級に格付けされ北海道地域の競争参加資格を有すること。また、石狩・胆振・空知管内に本店が有り、管内の従業員数が 5 名以上であること。
- (4) 各省各庁から指名停止等を受けていない者(支出負担行為担当官が特に認める者を含む。)であること。
- (5) 当局の契約担当官等と締結した契約に違反し、又は実施した入札の落札者となりながら正当な理由なく契約を拒み、若しくは入札に際して不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。
- (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
- (7) 下記 8 の入札説明書等の受領又は交付を受けた者であること。

4. 契約条項及び仕様書を示す場所

札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第 1 合同庁舎 10 階 北海道財務局 掲示板
及び、「システム」に掲載する。

5. 証明書等の提出期限

令和 8 年 9 月 29 日(火) 12 時 00 分

6. 入札書の提出期限

令和 8 年 10 月 1 日(木) 17 時 15 分

7. 開札の場所及び日時

札幌市北区北 8 条西 2 丁目 札幌第 1 合同庁舎 11 階 北海道財務局第二会議室
令和 8 年 10 月 2 日(金) 11 時 00 分

8. 入札説明書等の交付方法及び期間

入札説明書等は、「システム」を利用して受領すること。

なお、紙による入札説明書等の交付を希望する場合には、以下の期間及び場所で交付する。

交付期間 公告の日から令和8年9月28日(月)の平日8時30分から12時00分及び13時00分から17時15分までとする。

場 所 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎 10階

北海道財務局 管財部 第1統括国有財産管理官 Tel011-709-2311 (内4453)

9. 入札保証金 免除

10. 契約保証金 免除

11. 入札の無効

(1) 上記3に定める競争参加資格のない者の入札及び入札説明書により示した入札に関する条件に違反した場合は無効とする。

(2) システムによる入札の場合において、「調達ポータル・電子調達システム利用規約」に違反した者の入札書は無効とする。

12. 言語及び通貨

入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。

13. 消費税に関する事項

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、切り捨てた金額とする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった価格(消費税込み)の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

14. 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

ただし、本件入札が予算決算及び会計令第84条に該当する場合に申込みの価格によっては、その者により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、その者を落札者としなないことがある。

15. 契約書作成の要否

契約書の作成を要する。

16. その他

「5. 証明書等の提出期限」から「7. 開札の場所及び日時」について、システムに障害が発生した場合には、別途通知する日時に変更する場合がある。

以上

琴似住宅ほか13住宅住宅用火災警報器取替業務

業 務 概 要

業務場所 札幌市西区八軒1条西4丁目ほか
(札幌市、苫小牧市、室蘭市、岩見沢市)

業務種目 住宅用火災警報器取替 14住宅37棟745戸
 居 室：住宅用火災警報器 煙式（光電式）
 台 所：住宅用火災警報器 熱式（定温式）
 琴似住宅 617・620・622～632・635～637棟
 16棟 310 戸
 美園住宅 503～506棟 4棟 120 戸
 幌北住宅 501～505棟 5棟 110 戸
 南8条住宅 401棟 1棟 16 戸
 南9条住宅 301棟 1棟 12 戸
 南16条住宅 301～302棟 2棟 18 戸
 双葉町住宅 502棟 1棟 1 戸
 旭町住宅 501棟 1棟 20 戸
 矢代町住宅 501棟 1棟 35 戸
 糸井第2住宅 301棟 1棟 12 戸
 東町住宅 503棟 1棟 30 戸
 祝津町住宅 502棟 1棟 30 戸
 春日第2住宅 402棟 1棟 16 戸
 岩見沢3条住宅 501棟 1棟 15 戸